

山形県 県史だより

第14号

山形県総務部学事文書課分室 県史資料室



図1 『安政午秋 頃痢流行記 全』(東北大学附属図書館所蔵)

〈特別寄稿〉 明治時代のコレラ流行

東北芸術工科大学准教授

竹原 万雄

一. 感染症の脅威

感染症の脅威はいつの時代でも変わりません。毎年流行するインフルエンザひとつをとっても、私たちの生活に支障をきたすことは明らかです。では、生活だけでなく生命を強く脅かす感染症が流行すると、世の中はどうなってしまうのでしょうか。今回は、感染症がとくに大きな問題となった明治時代の山形県を舞台に、当時の法令や新聞、百姓の記録から世の中の動向を探ってみます。

二. 一八七九(明治十二)年のコレラ流行

明治時代に大流行した感染症にコレラがあります。『日本国語大辞典』によると、コレラは「菌が水や飲食物とともに口から侵入して発病する。嘔吐と激しい下痢を繰り返し、水分が失われて衰弱をきたし、呼吸困難になる。皮膚がたるんでしわだらけのコレラ患者特有の顔となり、筋肉のけいれんを起こし、発病後一、二日で死亡することもある」とあります。

表1は明治時代にコレラが流行した年の患者数・死者数・致命率をまとめたものです。「全国」の方をみてもらうと、その数値に驚かされず、年に一五万人以上の患者を出す感染力と、七〇%以上にもなる致命率から、コレラがいかに恐ろしい感染症であるかがわかるでしょう。図1は「茶毘室混雑の図(やきばこんぎつのみず)」とあり、江戸時代のもですが火葬場が死屍を入れた桶などであふれ、火葬が追いつかなくなっている様子が描かれています。当時のコレラは生命を強く脅かす感染症だったのです。

次に表1の「山形県」をみてみましょう。「全国」に比べると、一八九〇(明治二十三)年は流行を免れたようですが、山形県でも全国と同様、多くの患者と死者ができました。そのうち、今回は明治に入って初めての本格的な流行を迎えた一八七九(明治十二)年をとりあげます。

年代	全国			山形県		
	患者数	死者数	致命率	患者数	死者数	致命率
明治 10(1877)年	13,816 人	8,027 人	58.0%			
明治 12(1879)年	162,637 人	105,786 人	65.0%	1,679 人	1,117 人	66.5%
明治 15(1882)年	51,631 人	33,784 人	65.4%	1,461 人	988 人	67.6%
明治 19(1886)年	155,923 人	108,409 人	69.5%	2,217 人	1,510 人	68.1%
明治 23(1890)年	46,019 人	35,227 人	76.5%	11 人	8 人	72.7%
明治 28(1895)年	55,144 人	40,154 人	72.8%	1,095 人	738 人	67.3%

表1 明治時代におけるコレラ流行年の患者数・死者数・致命率
*各年『内務省衛生局年報』より作成

当時の『山形新聞』をみると七月以降、コレラについて報じた記事が頻繁に掲載されるようになります。「本県録事」という項目にはコレラ予防に関する県からの達、「山形新聞」という項目では「虎列刺暴行如何」「虎列刺ノ惨状」「悪疫予防当局者ニ望ム」といったタイトルの記事が長文で語られています。他にも、各地域の具体的な流行の様子、さらには県庁に届けられた患者の名前と郡町村名が数行にわたって列記されているものもありました。プライバシー保護が叫ばれる現在では大問題になりますが、これは読者にどこで患者が出ているかを細かく知らせることで、そこに近づかないようにするためでしょう。新聞記事からも、県全体がコレラに翻弄されている様子がうかがえます。

三. コレラ対策をめぐる混乱

このようなコレラに対し、当時はどのような対策がとられたのでしょうか。一八七九（明治十二）年は、明治政府が欧米に学んだ感染症対策をはじめて全国的に本格導入した年になります。その主となる対策は医師や警察による隔離と消毒でした。コレラ患者は自宅あるいは「避病院」（隔離病院）に入院することで人との接触を避けること、患者がいた病室あるいは患者が触れた物品は消毒することが指示されています。

また、コレラ患者が亡くなった場合は、すみやかに所定の場所で火葬あるいは埋葬することとあります。感染を広げてしまう患者との接触を厳しく制限し、患者が触れたものには徹底的に消毒することで感染拡大を防ごうとしていたのです。しかし、急遽導入した欧米由来の対策は、かえって人びとに混乱を与えることになりました。

その様子を百姓の記録からみてみましょう。図2は、現在長井市の一部になっている西置賜郡平山村の新野伊三太が記した『歳々風雨物直咄集（さいさいふううものねばなししゅう）』（文教の杜ながい所蔵）です。読点を補いながら活字にしました。ぜひ、写真の文字と見比べながら読んでみてください。

○はやり病ひ皆々大めいわく仕るハ、いやなるものにハこれらと云病にて候、誠にうづりやすぎ病ひにて、日本一躰はやり候間、大人死スル、然処、此病にハいしや衆もこど、ぐせんき仕る所、此病ちさへ虫成り、此虫をたやすにハせきたさんと云て石灰より作りたる油と云、是を用ゆるなり、通用之人にも天上より此薬渡シ、ふり懸るなり、咄しにわ此薬どぐ成り辻、人ミないやかる薬也

なかなか理解が難しいところもありますが、現代語訳すると「流行病はみな大迷惑し、嫌な

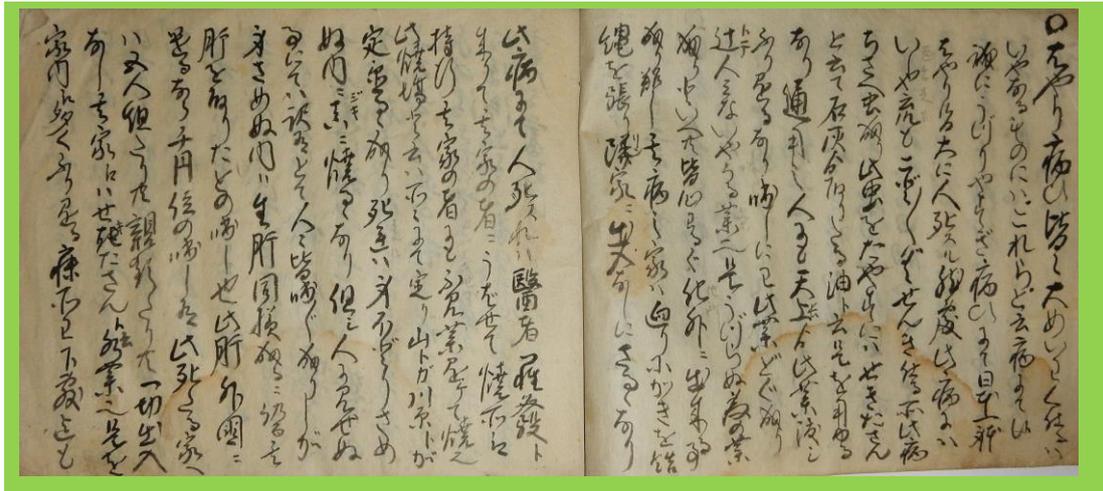


図2 『歳々風雨物直咄集』(文教の杜ながい所蔵)

のにはコレラという病がある。非常にうつりやすい病であり、日本一帯で流行し、多くの人が亡くなっている。この病については医者たちもことごとく詮議している。この病は小さい虫によるものである。この虫を退治するには石炭酸

という石灰からつくった油を用いる。一般の人も政府からこの薬を渡され、ふりかけている。話によると、人びとはこの薬は毒だといって嫌がっている。」となります。

「石炭酸」とはコレラ予防のために使用された消毒薬です。これを「せきたさん」と書いていたり、「うつりやすい病」の箇所は「うづりやすぎ病」、「ことごとく」は「ことごとく」、「毒」を「どぐ」と書くなど、たどたどしい表現や口語的な言葉遣いが、当時の人びとのリアリティを高めているように感じます。内容をみると石炭酸を「毒」と噂し、皆が嫌がっているとあります。こうした風評は消毒薬に限らず、さまざまな予防に対してもみられました。

その点と関連して『山形県史 資料篇十九 近現代史料1』に掲載されている県がだした「報告」を紹介しておきます。九月にだされた「山形県庶務課第五号報告第弐号」には、「コレラが追々蔓延するに際し、心得ておくべきことを山形済生館が取り調べたため、報告する」とあります。当時の済生館は山形県にとつて、医学に関する最高の諮問機関だったのでしよう。そこには、医師が来るまでの施すべきこととして、「激しく腹下りするときは、すぐにコレラ薬一包を湯で服し、その後、着物を温かくして汗を出すようにすること」といったことが

書かれています。

興味深いのは、当時の予防に対する人々の反応も記されている点です。各府県では「貧困で自分で予防ができない者には予防薬を与え、看護が行き届かない者が願えば避病院へ移し、良医・良薬で治療が受けられる」と説明します。しかし、人びとのあいだでは「病院へ連れて行って目玉を抜かれる、胆を取られる、あるいは井戸に毒薬を入れてコレラに罹らせようとしている」といった風評が流れていました。それに対し、「御布達を熟知しないことから起るものであり、慎まなければならない」と説いています。このように、百姓の記録に書かれていただけでなく、県も予防をめぐる風評を聞きつけており、その誤解を解くことにも尽力していたことがわかります。

翌一八八〇(明治十三年)、内務省衛生局は社寺局とともに『虎列刺予防論解』を編集します。これは説論に長けた教導職とともにコレラ予防に関する正しい知識を伝えるべく作成されたものです。こうして感染症流行を繰り返しながら現代まで予防のための知識を蓄えてきたといえるでしょう。しかし、風評に右往左往するのは現代も同じです。医学が発達したと安心するのではなく、過去の感染症流行の経験とじっくり向き合うことも必要のように思えます。

明治天皇の巡幸と山形県民

山形県地域史研究協議会副会長

山内 励

今年二〇一九（平成三十二）年は、平成最後の年で、五月には新しい元号に引き継がれることが決まっています。この元号については、明治以降、一世一元制（天皇一代一元号）となり、私たちの日常生活と在位中の天皇の結びつきが強いものとなりました。ちなみに、現在は一九七九（昭和五十四）年制定の元号法で、皇位継承があった場合に、政令で元号が改められることになっています。

天皇の存在を国民に浸透させ、揺れ動く人心を掌握しようとする明治政府のもう一つの施策に、天皇巡幸がありました。一八七二（明治五）年の近畿・中国・九州巡幸を皮切りに、一八七六（明治九）年東北巡幸、一八七八（明治十一）年北陸・東海道巡幸、一八八〇（明治十三）年中央道巡幸、一八八一（明治十四）年東北・北海道巡幸、一八八五（明治十八）年山陽

道巡幸と、六大巡幸が精力的に展開されました。山形巡幸となったのは、一八八一（明治十四）年九月二十二日から十月三日までの一二日間で、北海道巡幸の帰路、秋田から及位峠を通過して最上に入り、庄内・村山・置賜の順で視察し、開通式直後の栗子山隧道を通過して福島にぬけることになりました。

明治天皇の山形県巡幸については、『山形県史 第四巻 近現代編上』に詳しく記されていて、県令三島庸庸らの巡幸への強い思いや、巡幸後に行在日が記念日となり（金山）、行在所見物客が押し掛けて玉座の敷物や柱が信仰対象にされたこと（酒田）など、巡幸を機に現人神（あらひとがみ）としての天皇崇拜が高まっていた様子がうかがえます。また、『同 明治初期下 三島文書』や『同 近現代史料1』には巡幸関係史料が収録され、『図説 山形県史』には、稲刈りを天覧する様子を描いた絵馬（余目）が掲載されています。さらに、『明治百年記念 県勢発展資料展資料集』には、同展で使われた関係資料が収録されています。

それにしても、明治天皇の巡幸は、「明治」という時代を生き始めていた当時の人々には、どのような受け止められたのか、その一端を地域の史料から拾ってみたいと思います。

東置賜郡上伊佐沢村（現、長井市）の布施家



「陸羽並北海筋御巡幸一覽表 御道筋駐輦各県並御泊駅里程明細附」（文教の杜ながい所蔵）

文書には、「陸羽並北海筋御巡幸一覽表 御道筋駐輦各県並御泊駅里程明細附」という絵入り印刷物が残っています。「編輯出版人」は「牛込区西五軒町廿五番地 石原喜三郎」で、「明治十四年七月御届」となっています。一覽表には、「供奉」として有栖川左大臣・大木参議・大隈参議・黒田参議・徳大寺宮内卿・北白川宮・杉宮内大輔はじめ、大・少書記官、侍従長・侍従、侍医、陸・海軍少佐、警視総官、そして巡查等、ほかに「御先発」として松方内務卿ら三名、合計七三名が挙げられています。続いて道筋明細には、行列の絵の周りに、東京を出発して帰るまでの宿泊地とその間の距離が書いてありますが、山形県内では、金山・清川・鶴岡・酒田・清川・新庄・楯岡・山形・米沢が記されています。行列の絵は、先頭から「警部・御旗・近衛士官・侍従・御輦・侍補・宮内卿・宮内書記官・栄典・地方長官・大臣・参議」の順で続いています。

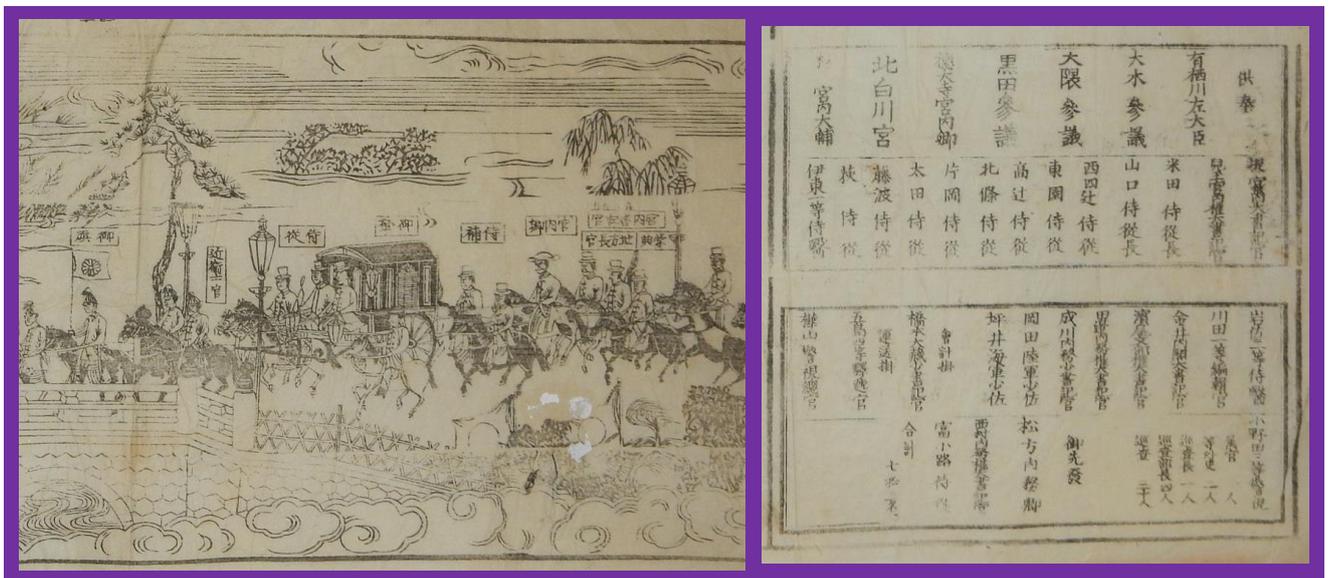
この印刷物を所持していた布施家は、村役人などを歴任した地域のリーダー層ですが、伊佐沢村は巡幸ルートからは離れており、近くで行列を見ることのできる地域ではありません。こうした印刷物がどれほどつくられ、どのような形で頒布されたのかは不明ですが、全県を挙げて天皇を奉迎するための事前意識づけには、絶

大な効果があったものと思われる。

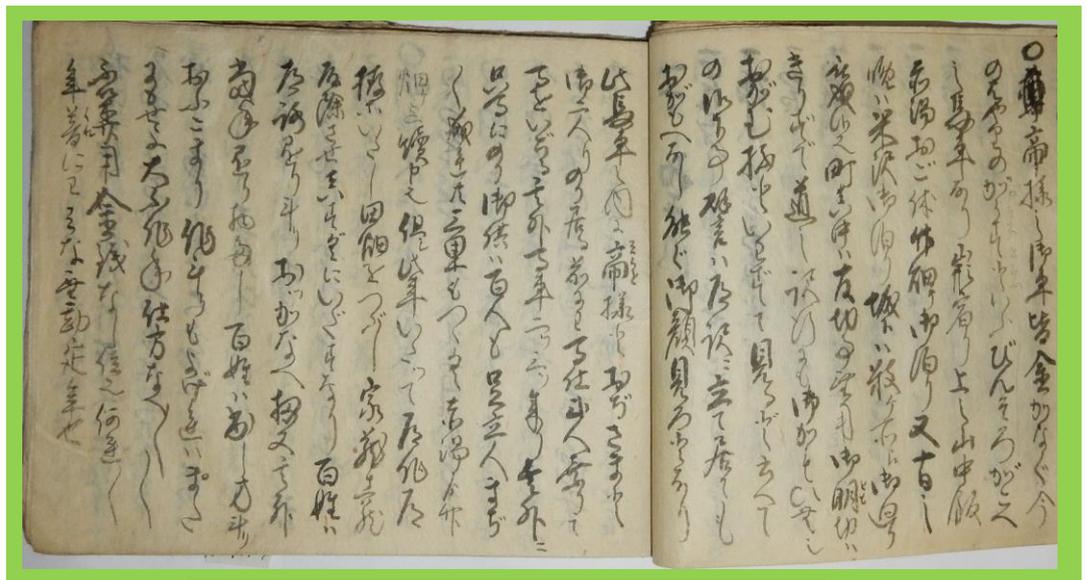
上伊佐沢村と同様に現在長井市の一部になっている西置賜郡平山村の農民新野伊三太の記録『歳々風雨物直咄集(さいさいふううものねばなししゅう)』(文教の杜ながい所蔵)には、明治天皇の巡幸について次のような二つの記事があります。(原文)

○天子様国々御順見(光ト云)(巡幸)、去卯年中より御下り、去年越後国より西国、當年ハ此東国奥江御順見、閏七月九日十日比(頃)此米沢江御出馬馬車にて御通り赤湯八ツ比なり、竹畑ケ(高島)御溜(留)り九日晚也、十日ハ米沢溜り

○帝様之御車皆金かなぐ(金具)今のはやりのがらす(ガラス)といふびんそろ(ビンソロ)ピードロ)がこへ(圍い)之馬車なり、山形宿り、上之山中(昼)飯、赤湯おご休(御小休)竹畑ケ御泊り、又十日之晩ハ米沢御泊り、城下ハ数ヶ所江御廻り被成候也、町真中ハ友(供)切事無用、御朋(とも 供)切ハきりずで道之(脇)行にも御かもひ(構い)無し、おがむ(拜む)杯(など)といわずと見るど(と)云へとの御下事、譬ハ(たとえば)道訳ニ立て居てもおがもへ(御構い)なし、能ぐ(よく)御顔見るとなり、此馬車之内に帝(みかど)様とおお(じ)さまと御二人りのり居る前にわ(は)馬



「陸羽並北海筋御巡幸一覽表 御道筋駐輦各県並御泊駅里程明細附」(文教の杜ながい所蔵) 部分拡大



『歳々風雨物直咄集』(文教の杜ながい所蔵)

仕(使い)式人乗りて馬をいぢる(いじる 扱う)、
 其外馬車二ツ三ツ成り、其外二只馬にのり御
 供八百人も足立人まぢく(まぢまぢ)成れ共、
 三里もつゝ(続く)、赤湯より竹畑ヶ迄(ま
 で)續申也、但シ此年いたッて道作道拵(こし

らえ)等いたし、田畑をつぶし家蔵・土蔵取
 除させ真すぐにいだす(いたす)なり、百姓ハ
 道路懸り斗り(ばかり)おツかなへ(おツかない
 恐ろしい)、扱(きて)又其外當年懸り物多し、
 百姓ハ出し方斗り(ばかり)おふこまり(大困
 り)、作斗りもよげれハ(良ければ)また(まだ)
 にもせよ、大不作年仕方なへ(しかたない)く
 く、不算用金銭なし位(ぐらい)也、何れ(い
 ずれ)く年暮にわ(は)みな無勘定年也

伊三太が実際に天皇の行列を見たのか、見た
 人の話を聞いたものか、先の印刷物のようなも
 のから推察したのかはわかりませんが、巡幸を
 迎えた人々の姿が目には浮かびます。当て字・誤
 字に加えて方言表記が判読を難しくしている
 ところもありますが、新しい世の中に目を開き
 関心を寄せて来た筆者は、「帝様」の姿や「帝
 様」との触れ合いに驚くと共に、巡幸のために
 道路整備を強要されて「大困り」する人びとの
 気持ちを代弁しています。

先にあげた布施家文書の中には、上伊佐沢村
 戸長布施長兵衛が、明治十四年六月廿七日付け
 で東置賜郡役所に出した次のような文書があ
 ります。

天皇陛下 今般我が地方へ御巡幸在らせら
 るるについては、素より山間僻地古来未曾有
 (みぞう)の儀にして、我等人民の幸福たと

えるに言なし、よって我々においても、幾分
 か人民の人民たる義務を尽くし、奉迎せざる
 を得ざるるについては、官においても、それ
 ぞれ道路その他修繕幾多の御手配もこれあ
 るべきむね存じ奉り候えども、我が村におい
 て、一戸二人ずつ人足御手伝い致すべきの処
 不馴れの者どもゆえ、一人につき金二拾五銭
 あたり人足代賃をもって献納候間、官におい
 て職方それぞれ御雇入れ御仕様(使用)あい
 成りたく、別紙上納証あい添えこの段上申候
 なり

この文書と共に記録されている史料には、人
 足賃として金八八円(戸数一七六戸・人足三五
 二人分)を七月五日まで半額を、残り半額を同
 十日まで上納するとしています。実際に人足を
 集めることも、人足賃を負担することも、どち
 らも容易ではない様子が、他の史料からも見る
 ことができます。

明治前期の国家的一大イベントであった天
 皇巡幸は、山形県民の心にも、確実に天皇の存
 在を根付かせることとなりました。明治維新以
 来、不安や期待・不信などで揺れ動いて来た
 人々の思いは、こうしたイベントや政治体制の
 確立と共に、明治国家という一つの枠組みの中
 に納まつて行くこととなります。

《史料紹介》

分室所蔵資料より

(県史資料室及び公文書センター)

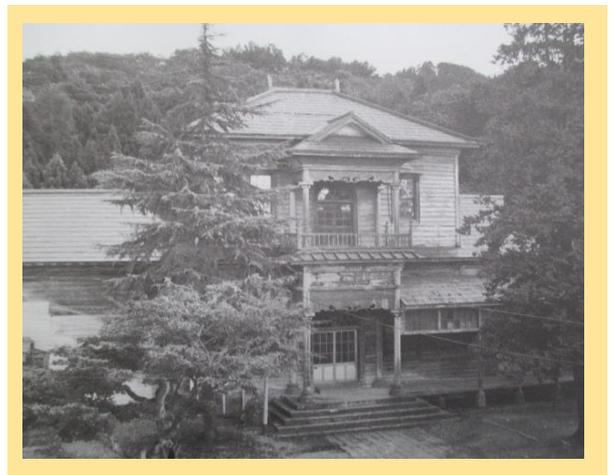
当室は、山形県公文書センターと山形県県史資料室が併設した県の機関です。公文書センターでは、行政文書が県庁の主務課においてその役割を終えた歴史公文書を所蔵し、県史資料室では、公文書センター開設以前に廃棄された行政文書や年報、あるいは県史に関わる研究物や県内市町村

と他県の刊行物など、県史編さんのために収集・作成した多岐にわたる資料を保管しています。

今回ご案内の資料は、旧東村山郡役所に関する文書二点です。一つは、公文書センターの「国指定文化財申請書綴」に綴られた『重要文化財指定申請書（昭和五十二年三月三十一日天童市長申請）』（以下申請書と記す）で、もう一つは、県史資料室の『山形県指定有形文化財旧東村山郡役所解体調査報告書（昭和五十九年三月二十日天童市発行）』（以下報告書と記す）です。

次に挙げる資料は申請書の抜粋で、文書作成当時の旧郡役所の現状や保護の実態を知ることができ、当時の人々の文化財保管への強い思いを感じ取ることができます。

『旧東村山郡役所は市有財産であることから、これまでほとんど手を加えられておらず、明治初期における洋風建物の様相をそのまま伝えていく。しかしながら、明治三十

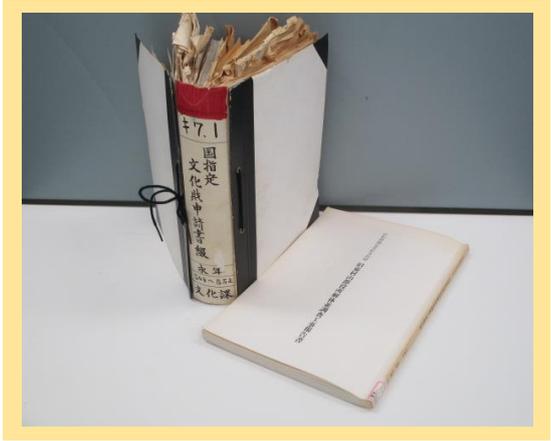


昭和47年の旧郡役所

創建当時の工事の状況が把握できるとともに、その沿革から、旧郡役所の歩んだ歴史の重みをうかがい知ることができま

す。『郡区町村編制法の公布後、僅か四ヶ月で「土功ヲ起コシ」、実際の着工を明治十二年四月とすると、完成まで6ヶ月間となるが、意匠、構造（三階建、白壁「土塗壁漆喰仕上」、瓦葺「現地製造」）、当時の工法等から考え、異常な突貫工事であったと推察できる。ここに「聊不完全ノ部分有之候ニ付」と言わしめる原因があったのではないだろうか。

以後、郡制施行中は明治十四年（一八八一）に、明治天皇東北御臨幸の際の行在所となり、郡制廃止後も庁舎をつとめ、昭和二九年一〇月に一町六カ村の天童町役場となり、更に同三三年一〇月には市制施行によって天童市役所となった。市役所としての増補、改変が進んでいる中、この遺構も内陸地方における、明治時代の貴重な洋風建築のはし



申請書綴と報告書

郡役所沿革

旧東村山郡役所の沿革

西 暦	元号年月日	記 事
1878年	明治11年7月	三新法の制定 東村山郡の編成
	明治11年11月	新築のための起工
1879年	明治12年10月25日	竣工落成
	明治12年11月16日	開庁
1880年	明治13年3月	「聊不完全ノ部分有之候二付」(工事中)
1881年	明治14年9月29日	明治天皇東北御臨幸 行在所
1889年	明治22年4月1日	市町村制施行開始
1891年	明治24年4月1日	郡制施行開始
1902年	明治36年9月28日	暴風雨で塔屋損壊のため二階建てに改造
1923年	大正12年4月1日	郡制廃止
1926年	大正16年7月1日	郡役所の廃止
1954年	昭和29年10月1日	天童町役場(1町6ヵ村合併)
1958年	昭和33年10月1日	市制施行 天童市役所
1961年	昭和36年3月3日	天童市指定有形文化財に指定
1972年	昭和47年9月4日	山形県指定有形文化財に指定
1972年	昭和47年9月30日	天童市役所新庁舎落成
1973年	昭和48年6月13日	天童市立図書館として使用
1977年	昭和52年3月31日	国指定重要文化財に進達
1983年	昭和58年7月1日	天童市立新図書館落成
1983年	昭和58年9月23日	解体工事着工
1984年	昭和59年3月20日	解体工事完成
	昭和59年7月18日	復元工事着工
1985年	昭和60年11月16日	復元工事完成
1986年	昭和61年11月1日	天童市立旧東村山郡役所資料館 開館

【参考資料】「東村山郡史 続編」「天童の生い立ち」「解体調査報告書」

文化財として指定し、永く保存する価値があると考える。昭和四十七年六月十日調査員「こうし」と報告書

りとして見直され、最後は同市の図書館として転用されるまでに至ったが、昭和四十七年九月、山形県の有形文化財として指定を受け、今日まで維持されてきている。』

さらに、報告書記載の有形文化財調査には、旧郡役所が県の文化財として指定されるべき理由が次のように明記されています。

『明治十二年の建築で、現在本県下に遺る明治時代洋風建築としては最も古い時期の

ものに属している。塔屋の除去、外壁等部分的には明治中期後の改変が認められるが、総体的にはよく原型を維持している、創立期の郡役所建築、明治初期の庁舎建築の姿を知る貴重な遺構である。玄関ポーチ、ベランダ部における八角柱、縁り型のある礎盤、柱頭、勾欄、柱上の小壁の彫刻、入り口のステンドグラス等の細部裝飾等は素朴であるが、明治初期の堅実な手法を伝え、意匠的にも優れている。是非



現在の資料館(右上)と創建時の東村山郡役所

れに建造物の細部の写真など、記載された詳細な情報に価値があるといえます。しかし、これら作成目的の異なる資料は、それぞれに個別の歴史を伝えていけるのではなく、それぞれが持つ特徴を重ねながら、郡役所という文化財の歴史的価値の全体像を正しく伝えることに寄与していません。

所蔵資料には、多くの価値ある情報が記載されており、その情報を有効に活用するために、より適切な保存のあり方を検討しております。

を歴史文書としてみると、同一の歴史的対象について記載しているにも関わらず、資料として評価すべき視点が異なることに気づきます。つまり、申請書は、この建造物が国指定の重要文化財に進達された史実を示す重要な証拠で文書の存在自体が歴史的価値を持つものです。一方、報告書では、項目立てて記された文章や図面、そ

山形県 県史だより 第十四号
平成三十一年三月二十九日発行
編集・発行
山形県総務部学事文書課分室
県史資料室
〒九九一-八五〇-
寒河江市大字西根字石川西三五五
村山総合支庁西村山地域振興局
電話 〇二三七-八三一-二一五
FAX 〇二三七-八三一-二一六